

官報

号外 昭和二十四年十一月十八日

○第六回 参議院會議録第十三号

昭和二十四年十一月十七日(木曜)午前
十時二十一分開議

議事日程 第十二号

昭和二十四年十一月十七日

午前十時開議

第一 外国為替管理委員會の委員の任命に関する件

○議長(佐藤尚武君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

去る十四日議員から左の質問主意書を提出した。

義勇軍に関する質問主意書(細川嘉六君提出)

一昨十五日議員から左の質問主意書を提出した。

失業対策に関する質問主意書(堀井伊介君提出)

同日内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

(船員局長) 山口 傳君
(運輸事務官) 山口 傳君
(大臣官房秘書官) 間嶋大治郎君
(大臣官房秘書官) 間嶋大治郎君
(大臣官房秘書官) 三橋 則雄君
(大臣官房秘書官) 三橋 則雄君

官報号外 昭和二十四年十一月十八日 参議院會議録第十三号 議長の報告

(中央更生保護委員) 賀藤 三郎君
(財政金融局長) 内田 常雄君
(経済安定本部) 谷林 正敏君
(経済安定本部) 高野 興作君
(建設交通局長) 高野 興作君

通商産業委員 藤枝 昭信君
経済安定委員 田中 利勝君
予算委員 田中 利勝君
議院運営委員 三木 治朗君
懲罰委員 大野 幸一君

地方配付税法の特例に関する法律の一部を改正する法律案
地方行政調査委員会設置法案
国有財産法第四十五條の規定による国有財産総額別表
同日議長は左の予備審査のための内閣送付案を委員会に付託した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
通商産業委員 田中 利勝君
経済安定委員 藤枝 昭信君
予算委員 和田 博雄君
議院運営委員 大野 幸一君
懲罰委員 河崎 ナツ君
圖書館運営委員 三木 治朗君

地方配付税法の特例に関する法律の一部を改正する法律案
地方行政委員会に付託
国有財産法第四十五條の規定による国有財産総額別表
決算委員会に付託

同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

は議長に一任せられたいと存じます。只今の議長の発議に御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。

拘わらず、同日夕刻には俄かに御逝去の報に接したのでありまして、私共はただ一愕然として悲痛の念に打ちひしがれたのでございます。

○議長(佐藤尚武君) この際、木樽三郎君より発言を求められております。これより許可いたします。木樽三郎君。
〔木樽三郎君登壇、拍手〕
○木樽三郎君 本日ここに諸君を代表いたしました。前議長松平恒雄君の追悼の辞を述べなければならぬことは、私の最も悲しみとするところでありま。

前議長松平恒雄君の生涯の大半は、出でては國家を代表して諸國に使いし、入つては宮中に奉仕して獻替の誠をいたしたものでありまして、その豊かな御経歴に加えて、円熟せるお人柄と、広い視野は、新憲法に基く日本の新しい歩みの最も大切な先達の一人となるに、誠にふさわしい方であると思つてござい。

同日議長は左の予備審査のための内閣送付案を委員会に付託した。

同日議長は左の予備審査のための内閣送付案を委員会に付託した。

同日議長は左の予備審査のための内閣送付案を委員会に付託した。

同日議長は左の予備審査のための内閣送付案を委員会に付託した。

るに止まらず、国民全体の大不幸、否、平和を企圖する国際社会全体の不幸であることを思わざるを得ないのであります。

謹んで拜察いたしまするのに、同君最後の志は、参議院が真に参議院たるにふさわしき運営をなすことにあつたものではありますまいか。同君生前の御功績に対する私共の感謝を表明するた

め、参議院御の執り行われまする今日、私共は今後ますます純理と愛国心の上に立ちまして、冷静に国政を検討し、慎重に議案を審査すべき本院本来の面目を発揮するよう、新議長を中心として努力を続けることを誓いますこととが、同君の英霊をお慰める最上の方法と信ずるものであります。

在天の英霊、よくこの私共の誓いを享けられんことを祈りしつゝ、謹んで追悼の辭を述べまして終る次第であります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 先程の決議に基き、議長において起草いたしました弔詞案文を朗読して、お諮りいたします。

参議院議長一位勲一等松平恒雄君ハ多年外交界及ビ宮内府ニ於テ重キヲナシ初代参議院議長ニ推サレ調ヲ辛シ力ヲ盡クシ其ノ功績甚ダ偉ナリ参議院ハ其ノ急逝ヲ哀悼シ茲シテ弔詞ヲ呈ス

昭和二十四年十一月十七日

只今朗読いたしました弔詞案文に賛成の諸君の起立を求めます。

(議員起立)

○議長(佐藤尚武君) 議員起立と認めます。よつて弔詞案文は全会一致を以て可決せられました。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) この際、吉田内閣総理大臣より発言を求められております。これを許可いたします。吉田内閣総理大臣。

(国務大臣吉田茂君登壇、拍手)

○国務大臣(吉田茂君) 私はこの参議院議長松平恒雄君の逝去に對しまして、ここに政府を代表して敬重の誠を捧げたいと存じます。

君は参議院の議長として我が国会のために盡瘁せられ、逝去直前までその職務を全うせられましたことは、誠に我々の深く感銘するところであります。私は昔を回想いたしましたして、松平君の性行経歴等について少しく述べさせていただきます。

私が外務省に入りましたのは丁度日露戦争直後でありまして、当時松平君はすでに外務省に入られて英國に駐在しておられました。その当時から松平君は、やがて将来外交界に、日本の外交に盡さるる人物として、外務省内外においてすでに注目せられた人物であつたのであります。又私がたゞく英國ロンドンに参ることになりましたて、親しく松平君の醫藥に接しまして

以来、約四十年以上でありましたが、その間、私は先輩として常に敬愛し尊敬をした人の一人であつたのであります。又たまたま私は、私の外交官としての後半においては、常に偶然にも松平君の後を追うて転々各地に参つておつたのであります。先ず天津を初めとして、松平君が外務次官になられた後に私も外務次官になり、アメリカの大使になられて、たまたま私もアメリカの大使に任命されることになつたこともあるのであります。当時偶然のと申しますが、実は申しますと、当時の外務大臣の國際連盟等に対する意見に對して、私が多少違つた意見を持つておりましたために、遂にアメリカ赴任のことは拜辭いたしました。が、やがてその後イギリスに参ることになり、松平君の後を受けて赴任し、イギリス大使になつたり、又その他、國際連盟等において、常に松平君の指導の下に、國際連盟等に関係いたしておりましたが、その四十年の間に公私共に非常に懇篤な指導を受けた一人であります。又その懇切な指導振りに對しては、私は終身忘るることのできなない敬愛の念を持つておるのであります。この間松平君逝去後間もなく、参議院の一人の方から、松平君は私に對して平生非常に心配をして、いろいろどういふ評判があるとか、いろいろ心配して下さつておるといふ事実を書面で承知いたしましたのであります

が、これは私に對して直接始終いろいろな訓戒なり指導なりという氣持で、誠に残からざる心添えを受けておつた私としては、その手紙を見て誠に感慨に堪えなかつたのであります。

御承知の通り松平君は名門に生れて、而も学生時代から政界の間に頭角を現わし、外務省に入り、或いは各地に外交官として行かれても、その人格その高い瞻見等に打たれない者がなくて、イギリスにおいてもアメリカにおいても、松平君の戸名は噴々たるものがあつたのであります。従つて私がその後を受けて参りましたも、常に松平君のことを外国人、イギリス人その他が口にするのみならず、松平君の紹介によつて、私はイギリス、アメリカの松平君の知友の多くの人に紹介をされて、私としては、国家のために、大使として非常に便宜を得ましたのであります。これも松平君の国に對する愛国心並びに友人に對する友情の然らしむるところと考えて、私において感慨甚だ深いものがあるのであります。

今や講和問題も段々近付きつつある際であり、又日本の民主政治の基礎を確立せしめるために、松平君のような人柄の方が参議院議長として国会におられたならば、将来の日本のためにもどのくらいよかつたらうと、今において更にその感じを新たにいたすものであります。私として四十年来見事した松平君が一朝にして急逝せられて、今

日私がここに政府を代表して参議院に弔詞を述べるといふことがときは、実に私において悲しむべき意外なことであります。

ただ仕合せなことに、松平君の最も親友であつた佐藤尚武君がその後を襲われて、新議長として松平君の後事を継ぐするという任に當られたことは、松平君においても地下において最も喜ばしく考えられるところであらうと想像いたします。ここに私は謹んで政府を代表いたしましたして哀悼の意を表します。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 本日は故松平議長の参議院御が行われますので、特に哀悼の意を表するため、これにて延會いたしたいと存じます。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。次会は明日午前十時より開會いたします。議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。

本日はこれにて散會いたします。

午前十時四十一分散會

○本日の會議に付した事件

一、故議長松平恒雄君に對する弔詞贈呈の件

一、故議長松平恒雄君に對する追悼の辭

一、弔詞案文に関する件

一、故議長松平恒雄君に對する哀悼の辭

出席者は左の通り。

議長 佐藤 尚武君
副議長 松嶋 喜作君

議員

小川 友三君 赤木 正雄君
赤澤 興仁君 井上 かつ夫君
岩本 月洲君 宇都宮 登君
梅原 眞隆君 江龍 哲翁君
加賀 操君 柏木 庫治君
鎌田 逸郎君 河井 彌八君
木下 辰雄君 小杉 イ子君
小宮山 常吉君 西郷 吉之助君
島津 忠彦君 鈴木 直人君
竹下 豊次君 高瀬 莊太郎君
高田 寛君 高橋 龍太郎君
伊達 源一郎君 田中 耕太郎君
田村 文吉君 野田 俊作君
波多 野林一君 早川 慎一君
藤野 繁雄君 北條 秀一君
松村 眞一郎君 三島 通陽君
山本 勇造君 結城 安次君
阿竹 齊次郎君 安部 定君
飯田 精太郎君 伊藤 保平君
岡本 愛新君 岡元 義人君
小野 哲君 丸鬼 敏十郎君
楠見 義男君 來馬 琢道君
大屋 晋三君 中山 壽彦君
島村 軍次君 下條 康徳君
川村 松助君 小林 英三君
寺尾 博君 徳川 宗敬君
西田 天香君 玉屋 喜重君

水久保 甚作君 一松 政二君

瀧根 眞六郎君 堀越 儀郎君
松井 道夫君 小野 光洋君
國 伊能君 渡邊 甚吉君
横尾 龍君 中川 以良君
大野 木秀次郎君 城 義臣君
淺岡 信夫君 堀 末治君
西川 甚五郎君 大島 定吉君
鈴木 安榮君 黒田 英雄君
草葉 隆圓君 石坂 豊一君
柴田 政次君 板谷 順助君
今泉 政喜君 松野 喜内君
黒川 武雄君 石川 準吉君
紅露 みつ君 深川 タマエ君
木内 キヤウ君 藤井 新一君
深水 六郎君 平岡 市三君
北村 一男君 藤森 眞治君
石川 一衛君 仲子 隆君
中川 幸平君 左藤 義詮君
西山 龜七君 橋本 萬石衛門君
佐々木 鹿藏君 境野 清雄君
淺井 一郎君 廣瀬 眞兵衛君
小串 清一君 山田 佐一君
大隅 憲二君 尾形 六郎兵衛君
木曾 三四郎君 木内 四郎君
鬼丸 義賢君 櫻内 辰郎君
田中 信儀君 油井 賢太郎君
星 一君 小畑 哲夫君
入交 太蔵君 安達 良助君
小林 勝馬君 島田 千壽君
大隈 信幸君 鈴木 順一君
田中 利勝君 村尾 重雄君
塚本 重藏君 奥 圭一郎君

大島 農夫雄君 岩崎 正三郎君

林屋 龜次郎君 中井 光次君
岡田 宗司君 天田 勝正君
吉川 末次郎君 羽生 三七君
内村 清次君 松下 松次郎君
下條 恭平君 和田 博雄君
山下 義信君 細川 嘉六君
岩間 正男君 桑岩 傳一君
木村 轉八郎君 姫井 伊介君
椎井 康雄君 赤松 常子君
池田 恒雄君 太田 敏兄君
小泉 秀吉君 大野 幸一君
千田 正君 藤田 芳雄君
羽仁 五郎君 青山 正一君
森下 政一君 中平 常太郎君
丹羽 五郎君 川上 嘉君
西園 寺公一君 佐々木 良作君
中村 正雄君 原 虎一君
梅津 錦一君 若木 勝藏君
三好 始君 三木 治朗君
門田 定藏君 胸井 藤平君
小川 久義君 岩男 仁藏君
鈴木 憲一君 岡村 文四郎君

國務大臣

内閣總理大臣 吉田 茂君
外務大臣 高瀬 莊太郎君
文部大臣 高瀬 莊太郎君
厚生大臣 林 義治君
農林大臣 森 幸太郎君
運輸大臣 大屋 晋三君
國務大臣 岡元 義三君
國務大臣 増田 甲子七君

〔参照〕

十六日議長において左の通り議席を變更した。
九七 原口忠次郎君

〔第七号参照〕

審査報告書

お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年十一月九日
郵政委員長 山田 佐一
参議院議長 松平 恒雄殿

多数意見者署名

渡邊 甚吉 中村 正雄
大屋 晋三

要領書

一、委員会の決定の理由

お年玉つき郵便葉書並びに社会福祉の増進を目的とする事業を行う団体に対する寄附金を加算した郵便切手及び郵便葉書を発売することが、できるようにするもので適当と認める。

二、事件の利害得失

郵政省の収入を増加し独立採算に寄與すると共に、社会事業団体に對する寄附金を容易に集め得る利益がある。

三、費用

この法律施行のためには別に費用を要しない。

定價 一部 四円五十銭
送料 実費

發行所

東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話 九段五三一
振替東京一九〇〇 官報課